

逗子市監査委員告示第1号

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、平成26年度財政援助団体等監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を公表する。

2015年（平成27年）3月11日

逗子市監査委員 石井清之
同 田中英一郎

平成 26 年 度

財政援助団体等監査報告書

逗子市監査委員

財政援助団体等監査報告

1 監査対象団体及び所管課

一般社団法人 逗葉医師会
福祉部 国保健康課

2 監査期間

平成 26 年 10 月 27 日から平成 27 年 1 月 29 日まで

3 監査を行った監査委員

監査委員 石 井 清 之
同 田 中 英 一 郎

4 監査の基本方針

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づき、交付金に係る事務の執行が法令等及び交付目的に沿って適正かつ効率的、効果的になされているかについて監査を実施した。

5 監査の方法

監査の実施にあたっては、平成 25 年度及び平成 26 年度監査時までに逗子市が交付した交付金に係る出納その他の事務の執行状況について、関係者の出席を求め、当該事務事業の説明を聴取するとともに、提出された監査資料及び関係書類に基づいて、次の事項を主眼として慎重な監査を行った。

- (1) 交付金の受入れ及び保管方法は適正であるか。
- (2) 交付金の交付目的に沿って事業が実施されているか。また交付金の効果は上げられているか。
- (3) 出納簿その他証拠書類は確実に整備、保存されているか。
- (4) 交付金に係る収支の会計経理は適正に処理されているか。

6 監査の結果

逗葉医師会は、逗子市池子字棧敷戸 1892 番地 6 に事務所を置き、医道の高揚、医学及び医術の発達並びに公衆衛生の向上を図り、もって社会福祉を増進することを目的として設立し、平成 25 年 4 月からは一般社団法人として新たに活動を始めている。

市では地域医療の推進及び予防接種の円滑な実施を図るため、逗葉医師会に対し、平成 25 年度、平成 26 年度ともに地域医療協力交付金 4,497,000 円及び予防接種事務交付金 401,000 円を交付している。

これら交付金については、交付の目的に沿って事業が実施されているものと認められたが、交付金に係る出納等の事務の一部に検討、改善を要するものが見受けられたので、今後の事務執行において十分留意されたい。

また、交付金の交付申請及び実績報告に係る書類については、内容を十分精査、確認のうえ提出されるよう望むものである。

所管である国保健康課においては、交付団体の交付金に係る出納その他の事務について、提出書類の確認を含め、今後も十分な指導に努められたい。